附則第一条第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

（平成二十九年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第十二条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十三条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第五条中「平成三十二年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）」に改める。

附則第十五条並びに第十六条第二項及び第四項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第五号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四条及び第七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（地方法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十五条　地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（平成三十年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十六条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第十一条中「平成三十二年」を「令和二年」に、「平成三十一年」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第十六条中「平成三十二年」を「令和二年」に、「平成三十一年」を「令和元年」に改める。

附則第十八条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第十九条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第二十条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第三十三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第三十五条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日まで」を「令和二年四月一日から令和三年九月三十日まで」に改める。

附則第三十六条第三項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

（平成三十年租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十七条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（所得税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十八条　所得税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三条第三項中「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第四条及び第五条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

（平成三十一年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十九条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第三号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第五号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第六号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

附則第七条第二項中「平成三十一年分以後の各年分の同項」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。次項において同じ。）以後の各年分の同条第十一項」に改め、同条第三項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十八条第二項から第五項までの規定中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

（平成三十一年租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書及び第二条第二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法施行規則第十九条の十四の三第一項第一号の改正規定は、同年八月一日から施行する。